

1 届出の義務

ばい煙(※1)、揮発性有機化合物(※2)、粉じん(※3)、水銀(※4)を発生又は排出する施設(※5)を設置する事業者は、大気汚染防止法(以下「法」という。)に基づき、届出をしなければならない。

水銀の要排出抑制施設(※6)の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度測定・記録・保存等を行うとともに、その実施状況及び評価を公表しなければならない。(なお、水銀の要排出抑制施設については、設置の届出は不要)

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業(※7)を伴う建設工事に該当するか否かについて事前調査(※8)を行い、結果を報告(※9)しなければならない。また、工事の発注者は、当該工事が届出対象特定工事(※10)に該当する場合、実施の届出(※11)をしなければならない。

※1 ばい煙

ばい煙とは、以下の物質をさす。

(1) 硫黄酸化物

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

(2) ばいじん

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

(3) 有害物質

物の燃焼、合成、分解、その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものの

- ・ カドミウム及びその化合物
- ・ 塩素及び塩化水素
- ・ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ 窒素酸化物

※2 揮発性有機化合物(VOC)

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物
(ただし、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)

(政令で揮発性有機化合物から除外される物質)

- (1) メタン
- (2) クロロジフルオロメタン(別名 HCFC-22)
- (3) 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124)
- (4) 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名 HCFC-141b)
- (5) 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)
- (6) 3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225ca)
- (7) 1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225cb)
- (8) 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5-デカフルオロペンタン(別名 HFC-43-10mee)

※3 粉じん

物の破碎、選別等の機械的处理又は鉱石や土砂の堆積に伴い発生し、又は飛散する物質

- (1) 特定粉じん

石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの
(現在は、石綿のみ指定されている。)

- (2) 一般粉じん

特定粉じん以外の粉じん

※4 水銀等

水銀及びその化合物

※5 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設

工場又は事業場に設置されるもので、ばい煙・粉じんを発生かつ排出又は飛散し、その排出されたものが大気汚染の原因となる施設(ボイラー、加熱炉、ベルトコンベア、破碎機等)で、一定規模以上のもの

揮発性有機化合物排出施設

工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

水銀排出施設

工場又は事業場に設置される施設で、水銀等を大気中に排出するもののうち、政令で定めるもの。

表 1	ばい煙発生施設
表 1 の 2	揮発性有機化合物排出施設
表 2	一般粉じん発生施設
表 2 の 2	特定粉じん発生施設
表 2 の 3	水銀排出施設

※6 水銀の要排出抑制施設

工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設（「水銀排出施設」を除く）のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの。

表 2 の 4	水銀の要排出抑制施設
---------	------------

※7 特定粉じん排出等作業

特定建築材料(注 1)が使用されている建築物等(注 2)を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(注 3)

(注 1) 吹付け石綿、その他の石綿を含有する建築材料

(注 2) 建築物その他の工作物

(注 3) ・ 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業

・ 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

※8 事前調査の実施

解体等工事(注 4)の元請業者又は自主施工者は、事前に当該解体等工事が特定工事(注 5)に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行わなければならない。

(注 4) 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事

(注 5) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

※9 事前調査結果の報告

以下に該当する解体等工事は、事前調査結果を着手の前までに大分県知事(大分市内は大分市長)に報告しなければならない。

※10 届出対象特定工事

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令(注 6)で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの。

(注 6) 吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材

※11 特定粉じん排出等作業の実施の届出

届出対象特定工事の発注者は、作業開始の 14 日前までに大気汚染防止法に基づき、届出なければならない。